

介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ レイアウト等の変更について

令和 8 年度介護報酬改定に伴い、令和 8 年 7 月審査以降の「介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」のレイアウト等に変更がありました。変更点は以下のとおりです。

○変更点○

①新たに介護職員等処遇改善加算の対象になったサービスについて

→「訪問看護」、「訪問リハビリテーション」、「介護予防訪問看護」、「介護予防訪問リハビリテーション」、「居宅介護支援」及び「介護予防支援」について、「指定サービス等」に計上されます。

※「介護予防ケアマネジメント費」については、既存のサービス種類「A3」、「A4」、「A7」、「A8」、「A9～AE」と同様に、「介護予防・日常生活支援総合事業サービス」に計上されません。

②帳票内訳欄の表記について

→【削除】・「旧介護職員処遇改善加算総額」欄

・「旧介護職員等特定処遇改善加算総額」欄

・「旧介護職員等ベースアップ等支援加算総額」欄

【新設】・「(令和 8 年 5 月以前) 介護職員等処遇改善加算等総額」欄

※サービス提供年月が令和 8 年 5 月以前の「介護職員等処遇改善加算」等が計上されます。(サービス提供年月が令和 8 年 6 月以降の「介護職員等処遇改善加算」は、「介護職員等処遇改善加算総額」欄に計上されます。)

③帳票の種類について

→介護予防支援における介護職員等処遇改善加算のサービスコードが原案作成委託料として支払対象となる場合、委託元の地域包括支援センター及び委託先の居宅介護支援事業所については、介護職員等処遇改善加算の原案作成委託料分が計上されます。

介護職員等処遇改善加算の原案作成委託料分を計上するため、帳票レイアウトが以下のア～ウの 3 種類に分かれます。

ア：通常の事業所（イ、ウに該当しない事業所）

イ：介護予防支援における介護職員等処遇改善加算のサービスコードが原案作成委託料の支払対象として 1 件以上存在する地域包括支援センター

ウ：介護予防支援における介護職員等処遇改善加算のサービスコードが原案作成委託料の支払対象として 1 件以上存在する居宅介護支援事業所

〇レイアウト等の変更について〇

変更前

〒 000-0000
〇〇県〇〇市〇〇町 11-11-11

〇〇事業所
〇〇 〇〇 様

介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ

令和8年 6月審査分の介護職員処遇改善加算等の加算総額は、
右のとおりですので、お知らせいたします。

＜お知らせの内容について＞

- このお知らせには、介護職員等処遇改善加算、
旧介護職員処遇改善加算、
旧介護職員等特定処遇改善加算及び
旧介護職員等ベースアップ等支援加算の額
(加算の単位数×単位数率)を記載しています。
- 都道府県等へ年間の介護職員処遇改善等の実績を
報告する際に、本帳票を参考にしてください。

令和8年 6月 30日
〇〇〇国民健康保険団体連合会

介護職員処遇改善加算等の加算総額	
指定サービス等	
介護職員等処遇改善加算総額	100,000
旧介護職員処遇改善加算総額	2,000
旧介護職員等特定処遇改善加算総額	1,000
旧介護職員等ベースアップ等支援加算総額	500
地域密着型サービス	
介護職員等処遇改善加算総額	80,000
旧介護職員等特定処遇改善加算総額	1,600
旧介護職員等ベースアップ等支援加算総額	800
旧介護職員等ベースアップ等支援加算総額	400
介護予防・日常生活支援総合事業サービス	
介護職員等処遇改善加算総額	50,000
旧介護職員等特定処遇改善加算総額	
旧介護職員等ベースアップ等支援加算総額	

変更後（例：帳票ア）

〒 000-0002
〇〇県〇〇市〇〇町 7-8-9

〇〇ヘルプサービスセンター
□□ □□ 様

介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ

令和8年 7月審査分の介護職員処遇改善加算等の加算総額は、
右のとおりですので、お知らせいたします。

＜お知らせの内容について＞

- このお知らせには、介護職員等処遇改善加算及び
令和8年5月以前の介護職員等処遇改善加算等の額
(加算の単位数×単位数率)を記載しています。
- 処遇改善加算は、加算総額を全て資金改善に充てる
必要がありますので、資金改善を実際に行うに当たっては
本帳票を参考にしてください。
- 都道府県等へ年間の介護職員処遇改善加算等の実績を
報告する際に、本帳票を参考してください。

令和8年 7月 4日
〇〇〇国民健康保険団体連合会

介護職員処遇改善加算等の加算総額	
指定サービス等	3,800
介護職員等処遇改善加算総額	3,000
(令和8年5月以前)介護職員等処遇改善加算等総額	800
地域密着型サービス	0
介護職員等処遇改善加算総額	0
(令和8年5月以前)介護職員等処遇改善加算等総額	0
介護予防・日常生活支援総合事業サービス	0
介護職員等処遇改善加算総額	0
(令和8年5月以前)介護職員等処遇改善加算等総額	0

＜お知らせの内容について＞の
文言が変更。

【削除】

- ・「旧介護職員処遇改善加算総額」欄
- ・「旧介護職員等特定処遇改善加算総額」欄
- ・「旧介護職員等ベースアップ等支援加算総額」欄

【新設】

- ・「(令和8年5月以前)介護職員等処遇改善加算等
総額」欄

【帳票ア（通常の事業所（イ、ウに該当しない事業所））】

介護職員処遇改善加算等の加算総額	
指定サービス等	3,800
介護職員等処遇改善加算総額	3,000
(令和8年5月以前)介護職員等処遇改善加算等総額	800
地域密着型サービス	0
介護職員等処遇改善加算総額	0
(令和8年5月以前)介護職員等処遇改善加算等総額	0
介護予防・日常生活支援総合事業サービス	0
介護職員等処遇改善加算総額	0
(令和8年5月以前)介護職員等処遇改善加算等総額	0

各小計欄に金額が
計上されます。

○各項目では以下の金額が計上されます。

- ・「介護職員等処遇改善加算総額」欄には、サービス提供年月が令和8年6月以降の介護職員等処遇改善加算が計上されます。
- ・「(令和8年5月以前)介護職員等処遇改善加算等総額」欄には、サービス提供年月が令和8年5月以前の介護職員等処遇改善加算等が計上されます。

【帳票イ（介護予防支援における介護職員等処遇改善加算のサービスコードが原案作成委託料の支払対象として1件以上存在する地域包括支援センター）】

介護職員等処遇改善加算等の加算総額	
指定サービス等	1,600
介護職員等処遇改善加算総額	1,600
（内 委託先支払分	160）
（令和8年5月以前）介護職員等処遇改善加算等総額	0
地域密着型サービス	0
介護職員等処遇改善加算総額	0
（令和8年5月以前）介護職員等処遇改善加算等総額	0
介護予防・日常生活支援総合事業サービス	0
介護職員等処遇改善加算総額	0
（令和8年5月以前）介護職員等処遇改善加算等総額	0
※ 「内 委託先支払分」には、自都道府県内の被保険者に係る原案作成委託料分を計上しています	

各小計欄に金額が計上されます。

○各項目では以下の金額が計上されます。

- ・「介護職員等処遇改善加算総額」欄には、サービス提供年月が令和8年6月以降の介護職員等処遇改善加算が計上されます。
- ・「内 委託先支払分」欄には、「介護職員等処遇改善加算総額」欄に含まれる金額のうち、委託先の居宅介護支援事業所へ支払う金額が計上されます。（保険者・公費負担者払い（直営型）の地域包括支援センターも同様）
- ・「（令和8年5月以前）介護職員等処遇改善加算等総額」欄には、サービス提供年月が令和8年5月以前の介護職員等処遇改善加算等が計上されます。

○欄外に『※ 「内 委託先支払分」には、自都道府県内の被保険者に係る原案作成委託料分を計上しています』という補足が追加されます。

【帳票ウ（介護予防支援における介護職員等処遇改善加算のサービスコードが原案作成委託料の支払対象として1件以上存在する居宅介護支援事業所）】

介護職員処遇改善加算等の加算総額	
指定サービス等	4,160
介護職員等処遇改善加算総額	3,000
(令和8年5月以前)介護職員等処遇改善加算等総額	1,000
原案作成委託料分	160
地域密着型サービス	0
介護職員等処遇改善加算総額	0
(令和8年5月以前)介護職員等処遇改善加算等総額	0
介護予防・日常生活支援総合事業サービス	0
介護職員等処遇改善加算総額	0
(令和8年5月以前)介護職員等処遇改善加算等総額	0
※ 「原案作成委託料分」には、同一都道府県に所在する地域包括支援センターが、原案作成委託料の支払事務を国保連合会に委託している場合、自都道府県内の被保険者に係る金額を計上しています	

各小計欄に金額が計上されます。

○各項目では以下の金額が計上されます。

- ・「介護職員等処遇改善加算総額」欄には、サービス提供年月が令和8年6月以降の介護職員等処遇改善加算が計上されます。
- ・「(令和8年5月以前)介護職員等処遇改善加算等総額」欄には、サービス提供年月が令和8年5月以前の介護職員等処遇改善加算等が計上されます。
- ・「原案作成委託料分」欄には、保険者及び地域包括支援センターから支払われる介護職員等処遇改善加算の金額が計上されます。

○欄外に『※ 「原案作成委託料分」には、同一都道府県に所在する地域包括支援センターが、原案作成委託料の支払事務を国保連合会に委託している場合、自都道府県内の被保険者に係る金額を計上しています』という補足が追加されます。